

# 自然環境保全に関する条例が新しくなりました！

「東白川村自然環境保全条例」が改正され、  
「東白川村自然と共生する美しい村づくり環境保全条例」になりました

## 1. 改正のポイント

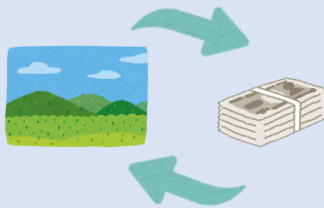
### 1. 地球環境にも貢献

村民・事業者・村が協力して村の自然を守ることに加え、地球環境の保全にもつなげていくことが盛り込まれました。



### 2. 環境と経済の両立

自然を守るだけでなく、**環境と地域の暮らし・経済がともに成り立つ取組**を進めていくことが盛り込まれました。



### 3. 開発のルールがよりわかりやすく

自然地域での開発について、**手続きや審査の基準がこれまでより明確**になり、実効性が高まりました。



## 2. こんなときは「届出」が必要です

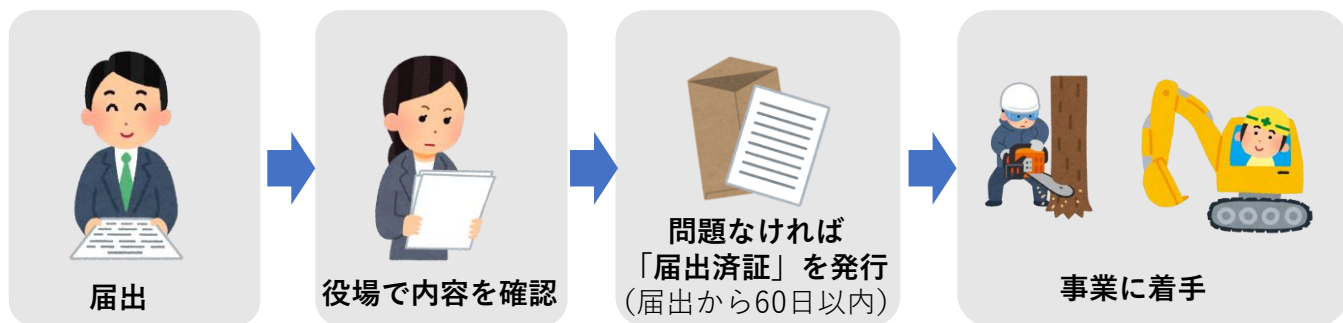
村内の自然地域（山林、原野、農地、湖沼、河川）で、次のようなことを行う場合は届出が必要です。

- 建物や発電施設などを新しくつくる、建て替える、増やすとき
- 土地を造成する、100㎡以上の土地を開墾する、土や石を採るなど、土地の形を変えるとき
- 水面を埋め立てるとき
- 川や湖などの水位・水量を変えるおそれがあるとき
- 1ヘクタールを超える山林を皆伐するとき（※）



（※）ただし、**皆伐とは**、主伐のうち**択伐以外**のものをいう。**択伐とは**、主伐のうち、伐採区域の山林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木、帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものであり、**材積にかかる伐採率が30パーセント以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては、40パーセント以下）**の伐採をいう。

### 3. 手続きの流れ



### 4. ご注意ください

- 自然環境を守るため、また災害を防ぐために特に必要な場合は、村長が必要な**指導・助言や、計画の変更命令**を行うことがあります。
- 違反した場合は、**30万円以下の罰金**が適用されます。

### 5. 山林の皆伐についてのポイント

1ヘクタールを超える山林の皆伐については、特に確認基準があります。たとえば、

- 「東白川村森林整備計画」に合っていること
- 土砂災害警戒区域などは避けること
- 90年生以下の人工林の皆伐については、なるべく間伐とすること
- 下草が少ない、または**地面が大きく露出している場合は**、自然環境や土砂流出の防止のため、伐採率を下げるなど計画変更を求めることがあること

などです。詳しい基準や評価方法については、**施行規則**をご確認ください。

### 届出様式はこちら

届出様式 (word版)

[https://www.vill.higashishirakawa.gifu.jp/sonsei/download\\_unit/#sanken](https://www.vill.higashishirakawa.gifu.jp/sonsei/download_unit/#sanken)

### お問い合わせ先

東白川村役場 産業建設課 電話：0574-78-3111

様式第1号（第2条関係）

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 60px; height: 60px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <span style="font-size: 24px; font-weight: bold;">受付印</span> </div>  年 月 日 東白川村長 様	住 所 (所在地)			
	氏 名 法人にあつてはその名義及び 代表者氏名			
	この届出書 について応答する係 氏 名	係	電話	局 番
自然地域内における開発等の行為に関する届出書				
行為（事業）の場所				
地 目 及 び 面 積				
	地目		面積	m <sup>2</sup>
行為（事業）の目的				
行為（事業）の内容				
自然環境の保全に関する措置の内容				
公共施設の使用の概				
人工林の皆伐の場合				
<p>（皆伐とは、主伐のうち択伐以外のものをいう。択伐とは、主伐のうち、伐採区域の山林を構成する立木の一部を伐採する方法であつて、単木、帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものであり、材積にかかる伐採率が30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあつては、40%以下）の伐採をいう。）</p>				
行為の場所に土砂災害特別警戒区域又は土砂災害警戒区域に指定された土地を 含む・含まない（どちらかに○）				
林 齢		年 生		
下層植生の被度 又は 裸地率		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">下層植生の被度</div> a. 50%以上・ b. 50%未満 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">裸地率</div> c. 20%未満・ d. 20%以上 (a~dいずれかに○)		
行為（事業）の実施期間				
自 年 月 日		至 年 月 日		
添 付 書 類				
1 事業計画書    2 計画図    3 位置図 4 人工林の皆伐の場合、下層植生の被度又は裸地率を示す資料（調査区位置図、写真等）				
備 考				

- 備考
- 1 この届出書は、当該行為（事業）に着手する日前60日までに提出すること。
  - 2 「備考」欄には、次の事項を記入すること。
    - ア 他の法令・条例の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続きの進捗状況
    - イ 土地所有関係及び申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の諾否又はその見込み
    - ウ 申請者以外に当該行為を行う者がいる場合は、その名前
  - 3 各欄に記載できないときは、別紙を用いること。